

宮崎市スポーツ少年団団員派遣費交付要綱

- 1 主 旨 この要綱は、宮崎市スポーツ少年団登録団員を九州規模以上の研修会等に宮崎市スポーツ少年団が推薦して派遣する場合に適用する。

- 2 補助対象
 - 1 全国スポーツ少年大会
 - 2 全国スポーツ少年団競技別交流大会
 - 3 九州ブロックスポーツ少年大会
 - 4 その他

- 3 補助経費
 - 1 上記1、2、3については、旅費の一部として支給する。但し、支給額は10,000円以内とする。
 - 2 上記4については、1に準じて支給することができる。

- 4 単価基準
 - 1 上記3-1については、別表派遣費基準によるものとする。
 - 2 上記3-2については、1に準じて支給する。

- 5 支給方法
 - 1 上記3-1については、宮崎県スポーツ少年団からの派遣決定通知を受けた団員に対して、旅費の一部として支給する。
 - 2 上記3-2については、1に準じて支給する。

- 附 則 この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。